令和6年度 群馬県立太田高等学校 部活動方針

令和6年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に 親しみ、学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好まし い人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動(専門委員会・同好会を含む。以下同様とする)について 専門委員会3会、運動部19部、文化部7部、同好会1会を設け、それぞれ顧問教師1名以 上、生徒に委員長もしくは部長1名、副委員長もしくは副部長若干名をおく。
- (2)活動日及び活動時間について
 - ① 週当たりの休養日の設定
 - ・少なくとも週1日以上の休養日を設定する。(詳細は各部ごとの活動計画による) ※ 大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。
 - ② 長期休業中の休養日の設定
 - ・学期中の休養日の設定に準じる。
 - ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。(詳細は各部ごとの活動計画による)
 - ③ 活動時間
 - ・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では2時間程度で練習を終える。 学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終える。
 - ・練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切 に設定し、無理のないよう活動する。
 - ④ 朝練習

放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。

ただし、朝練習を行う場合は、希望者のみで、生徒の自発的発想から活動するものとし、以下の とおりとする。

活動時間 7:15~8:15

(注意事項)

- ・8:15には活動を終了し、片付けを行うこと。
- ⑤ その他
- ・定期考査1週間前(土日を含む)は部活動は行わない。公式試合等が直後にある場合等は、 届出をして行うこと。

3 経費について

- (1)活動に当たる経費を生徒会費から会計規程に基づいて補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、徴収する場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その取扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 年間複数回、部費を徴収し、複数回支払いがある部は、通帳と出納簿を作成する。
 - ② 通帳や現金は、校内の鍵のかかる場所に保管する。
 - ③ 年度末に会計報告を行う。
 - ④ 会計の管理は一人では行わず、必ず複数の顧問で行う。

4 参加する大会等について

部活動として参加する大会等は、以下の点に該当するものであること。

- ① 県高体連や県高野連、県高文連の主催大会、各種機関が主催するコンクール大会や発表会、 県・市主催、各種団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけで なく、参加に要する費用の多寡、生徒の心身の健康などについても考慮して、参加する大会 等を精選すること。
- ② 顧問が引率して参加すること。
- ③ 宿泊を伴う場合には、保護者から参加同意書を徴すること。

5 部活動運営について

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、 地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会 などを活用する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策を提案してもらう機会を設ける。

付記:この方針は、平成30年5月に策定

令和2年4月 一部改訂(英語ディベート部の部昇格)

令和4年4月 一部改訂(クイズ研究会)